

# 卒業研究（卒業論文）に関する手続要綱

平成 19 年 4 月 1 日施行

改正 平成 21 年 1 月 9 日

平成 24 年 3 月 30 日

平成 24 年 12 月 20 日

（目的）

第 1 条 この要綱は下関市立大学履修規程（平成 19 年規程第 57 号）第 10 条第 7 項の規定に基づき、卒業研究（卒業論文）提出に必要な事項を定めることを目的とする。

（提出手続）

第 2 条 卒業研究（卒業論文）には、別紙様式に定める表紙をつけ、散逸しないように綴じて提出しなければならない。

2 書式その他の細目については、指導教員が定め当該学生に指示をする。

（提出日）

第 3 条 卒業研究（卒業論文）は、定期試験前の定められた日の 17 時までに教務班に提出しなければならない。

2 本学での在籍年数が 4 年以上におよび、専門演習Ⅱの受講が 1 年を満たし、9 月 30 日付で卒業を希望する者の提出日は、8 月 20 日 17 時（当日が土曜日、日曜日の場合は、直前の金曜日 17 時）までとする。

（評価）

第 4 条 卒業研究（卒業論文）の審査は、指導教員が行い、専門演習Ⅱの成績として評価する。

附 則

この要綱は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 21 年 1 月 9 日改正）

この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 24 年 3 月 30 日改正）

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 24 年 12 月 20 日改正）

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

別紙様式

（記載例）

西暦	年度	
卒業論文		
題目		
指導教員名		
学科	学籍番号	氏名

20□□年度		
卒業論文		
□□□□□□□□□□□□		
指導教員	□□□□	
□□学科	□□□□□□	□□□□